

検討のためのたたき台・その2

（第3 「確定した裁判の執行を確保するための方策」）

第3-1 捜査段階における強制処分同様の調査権限を、刑の執行段階についても整備すること

1 考えられる制度の枠組み

- (1) 検察官は、刑の執行に関して必要があると認めるときは、検察官の請求に基づいて裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索、検証又は身体検査をすることができるものとする。
- (2) 検察官は、刑の執行に関して必要があると認めるときは、鑑定を囑託することができるが、鑑定の囑託を受けた者は、検察官の請求に基づいて裁判官の発する許可状により、刑事訴訟法第168条第1項に規定する処分をすることができるものとする。
- (3) (1)又は(2)により裁判官がした判断（令状の発付）又はこれに基づき検察官がした処分に不服がある者は、裁判所に対し、不服を申し立てることができるものとする。

2 検討課題

(1) 調査権限の内容

- 刑の執行段階において、どのような処分を行い得るものとするか
 - ・ 差押え、記録命令付差押え
 - ・ 搜索
 - ・ 検証
 - ・ 身体検査
 - ・ 鑑定処分
 - ・ 通信傍受
- 刑の執行に限らず、「裁判」の執行に関して行い得るものとするか
 - ・ 追徴
 - ・ 過料
 - ・ 保釈保証金の没取
 - ・ 訴訟費用
 - ・ 費用賠償
 - ・ 仮納付

(2) 手続的要件

- 裁判官の判断（令状）を要するものとするか

(3) 不服申立て

- 裁判官の判断（令状の発付）や検察官の処分に対する不服申立ての手続は、どのようなものとするか

第3-2 実刑判決が確定した者が収容を免れるために逃亡する行為に対する新たな罰則を設けること

1 考えられる制度の枠組み

刑が確定した者が、刑事訴訟法第484条前段（同法第505条において準用する場合を含む。）の規定による呼出しを受け、正当な理由なく出頭しない場合の罰則を設ける。

2 検討課題

- 罰則を設ける必要性・相当性はあるか
- 呼出しを受けて出頭しないことについて「正当な理由」がある場合とは、どのような場合か
- 法定刑は、どのようなものとするか

第3-3 刑が確定した者が国外にいる間、刑の時効の進行を停止するものとする こと

1 考えられる制度の枠組み

刑の時効は、刑が確定した者が国外にいる場合には、その国外にいる期間その進行を停止するものとする。

2 検討課題

(1) 刑の時効の制度趣旨との関係

- 刑が確定した者が国外にいる間、時効の進行を停止するものとするのは、刑の時効の制度趣旨に反しないか

(2) 公訴時効の停止の制度との関係

- 公訴時効については、犯人が国外にいる期間はその進行が停止するものとされている（刑事訴訟法第255条第1項）ところ、刑の時効についても、その進行を停止するものとするべきか
- 公訴時効については、犯人が国内で逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達等ができなかった場合にもその進行を停止するものとされている（同項）ところ、刑の時効についても、国内で逃げ隠れしている期間はその進行を停止するものとするべきか

(3) 時効の停止の対象とする刑の範囲

- 罰金、科料、没収についても、刑の時効の進行を停止させるものとするべきか

第3-4 罰金の裁判の告知を受けた者が出国することにより労役場留置の執行を免れることを防止する仕組みを設けること

1 考えられる制度の枠組み

- (1) 裁判所は、罰金の裁判の告知を受けた被告人について、退去強制事由があり、かつ、その裁判の確定後において罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により又は職権で、当該裁判が確定するまでの間、その者を勾留することができるものとする。
- (2) 裁判官は、罰金の裁判が確定した者について、罰金を完納することができないおそれがあり、かつ、次のア又はイのいずれかに該当すると認めるときは、検察官の請求により、同裁判確定後30日を超えない期間、その者の身柄を拘束することができるものとする。
 - ア 国外逃亡のおそれがあるとき。
 - イ 退去強制事由があるとき。
- (3) (2)による身柄拘束がなされた日数は、罰金に算入するものとするとともに、罰金が完納された場合には、直ちに身柄拘束を解くものとする。

2 検討課題

- (1) 罰金の裁判の告知後、その確定前の労役場留置の執行確保のための勾留（上記1(1)）
 - 罰金の裁判の告知を受けた被告人について、労役場留置の執行を確保するための勾留が必要であり、かつ相当とされるのは、どのような場合か
 - 罰金額の多寡により対象を限定するか
 - 科料の裁判を告知された者も対象とするか
- (2) 罰金の裁判確定後の労役場留置の執行確保のための身柄拘束（上記1(2)・(3)）
 - 罰金の裁判が確定した者が刑法第18条第5項の承諾をしない場合において、同項に規定する期間中に出国することを防止するためにどのような方法が考えられるか
 - ・ 罰金の裁判確定後、刑法第18条第5項に規定する期間を経過するまでの間、労役場留置の執行の確保のための身柄拘束をする方法

- ・ 同裁判確定後，上記の期間の経過を待たずに労役場留置の執行を開始する方法
- 罰金の裁判が確定した者について，上記の措置が必要であり，かつ相当とされるのは，どのような場合か
- 罰金額の多寡により対象を限定するか
- 料金の裁判が確定した者も対象とするか